

厚生労働省平成19年度予算概算要求 における少子化対策の主な取組

昨年、我が国では総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来し、出生数と合計特殊出生率いずれも過去最低を記録した。急速な人口減少は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題であるため、出生率の低下傾向の反転に向け、「子ども・子育て応援プラン」や「新しい少子化対策について」（平成18年6月少子化社会対策会議決定）を踏まえ、少子化対策を総合的に推進する。

1 若者の自立とたくましい子どもの育ち

- 年長フリーターに対する常用就職支援 26億円
 - ・ 年長フリーターに対する「再チャレンジ機会拡大プラン」の実施（新規）

「ジョブクラブ（就職クラブ）」方式でセミナー、経験交流、グループワーク等を実施することによる常用就職の支援や、フリーターとしての経験能力を適切に評価する手法の開発・普及、産業界と連携した就職支援等により、年長フリーターの常用就職を支援する。
 - ・ 「年長フリーター自立能力開発システム」の整備（新規）

年長フリーターの職業能力を判断するために企業実習を先行させる職業訓練システムの創設や、業界の求める採用条件に適応するための職業訓練コースを開発・実施する「年長フリーター自立能力開発システム」を整備する。
- 就職意識の度合いに対応した効果的な常用就職支援 46億円
 - ・ ヤングワークプラザにおけるフリーター就職支援機能の強化

希望職種が明確になっていないフリーターを対象に、「常用就職実現プラン」を策定し、同プランに基づき、個別の求人開拓や職業相談等計画的できめ細かな就職支援を実施する。
 - ・ フリーター常用就職支援事業の推進

全国のハローワークにおいて、「フリーター常用就職サポーター（仮称）」等の担当制による一貫した就職支援を実施する。
 - ・ ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施

若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）において、職場定着を促進するための支援を行うとともに、各地域のジョブカフェが相互に連携を図りつつ就職支援を行うなど、若者の状況に応じたきめ細かな支援を実施する。

・フリーター等若者に対する農業就業支援

フリーター等若者に対し職業指導を通じて、農業で働くことについての意識の明確化を図るとともに、農業への就業を希望する者に対しては、情報提供や農業研修のあっせん等により農業への就業を支援する。

○ 実践的な能力開発の実施

137億円

・産学官の連携による「実務・教育連結型人材育成システム」の普及促進

若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、企業実習と座学を連結させた教育訓練の受講を促進するための体験講習や、実習先企業の開拓等企業や民間教育訓練機関の導入を促進することにより、実務・教育連結型人材育成システムの社会的定着を図る。

・若年者試行雇用事業の推進

フリーターや学卒未就職者等について、早期の常用雇用の実現を図るため、若年者試行雇用事業を推進する。

○ 地域若者サポートステーションの拡充強化

9.7億円

ニート等の若者に対する地域の支援拠点としての地域若者サポートステーションについて、メンタル面でのサポートが必要な若者に対してきめ細かい相談を行えるよう、専門支援体制の強化を図るとともに、箇所数を拡充する。

25か所 → 50か所

○ 「若者自立塾」事業の拡充

1.7億円

合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、若者に働く自信と意欲を付与する「若者自立塾」事業の拡充を図る。

25か所 → 40か所

○ 若者の自立支援に功績のある団体等に対する厚生労働大臣表彰等の支援（新規）

30百万円

若者が自立・チャレンジする機運を社会全体として高めるため、職業的自立の実現に顕著な功績が認められる企業、個人、団体に対し、厚生労働大臣表彰を行うとともに、表彰者等が意見交換を行うフォーラムを開催する。

○ 高校生向け就職ガイダンスの拡充

5億円

職業への理解促進、就職活動の仕方などに関する講習を行う「就職ガイダンス」について、常用就職者とフリーターとの賃金や生活面での格差の実態等フリーター化の防止に資する内容を盛り込むなどの内容の再編を図るとともに、就職希望者が多い学校の希望者全員にガイダンスが実施できるよう対象者を拡充する。

- 若者向けキャリア・コンサルティングの普及促進 60百万円
若者の職業キャリアの円滑な形成を促進するため、若者向けキャリア・コンサルタントに必要な能力要件についてニート等の自立も含めた課題にも対応できるよう見直しを行うとともに、若者支援施設の指導責任者に対するキャリア・コンサルタント研修等を実施する。
- 「実践型人材養成システム」の普及促進（新規） 3.8億円
中小企業及び新規高卒者等に対し「実践型人材養成システム」（実習併用職業訓練）を普及・定着させるため、地域の事業主団体による先導的なモデル事業を実施し、その成果を全国に普及させるとともに、同システムに取り組む認定職業訓練施設や事業主等に対する支援措置を創設する。

2 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

- (1) 子育てとの両立支援など仕事と生活の調和 120億円
 - 長時間労働の抑制等仕事と生活の調和を図るための労働時間法制の見直し（新規） 11億円
長時間労働を是正するための取組を実施した中小企業事業主に対する助成措置を創設する。また、長時間労働を抑制するとともに、健康を確保しつつ能力を十分に発揮できるような働き方を選択できるようにするため、労働時間法制を見直す。
 - 労働時間等の設定の改善に向けた事業主による取組の促進 22億円
労働時間が長い20歳代後半から30歳代の労働者の労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む中小企業団体等に対する支援を充実する。
 - 育児休業、子育て期の短時間勤務等の両立支援制度を利用しやすい職場風土づくりの推進 79億円
両立支援制度を利用しやすい職場風土への改善に計画的に取り組む中小企業事業主に対する助成制度や、育児休業取得者に対して企業独自の給付を行った事業主に対する助成制度を創設する。また、代替要員を確保して育児休業を取得させる等の取組を行う事業主への助成措置の拡充を図る。
 - パートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発の推進 8.7億円
 - ・ 均衡ある処遇や能力開発の推進のための事業主への支援の充実
中小企業事業主団体を通じ、事業主がパートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発を推進するための支援を充実するとともに、関係審議会の検討結果を踏まえ、パートタイム労働者と正社員との均衡確保対策を強化する。

・短時間正社員制度の導入促進

業種別団体におけるモデル事業の実施により、適正な評価と公正な処遇の図られた短時間・短日勤務の正社員制度の普及を図る。

(2) 女性の意欲・能力を活かした再就職・起業の実現 29億円

○ マザーズハローワークの機能強化とマザーズハローワークサービスの全国展開 22億円

マザーズハローワークにおいて、子育ての状況や職業上のブランクの長短等個々の事情に応じたきめ細かな職業相談・求人確保等を行うとともに、未設置県の主要なハローワークにおいても「マザーズサロン（仮称）」を設置して同様のサービスを展開し、子育てする女性等に対する就職支援の充実を図る。

○ 再チャレンジ女性の企業における活躍の場の拡大 5.1億円

出産・育児で離職した女性が再就職に向けた計画的な取組を行えるよう相談・助言を充実するとともに、再チャレンジのモデルとなるような企業のノウハウの収集・提供やインターンシップの導入等を行い、企業による再チャレンジ女性の積極的活用を促進する。

○ 女性の起業に対する支援の拡充 2.6億円

起業について総合的情報提供を行う専用サイトの運用を開始し、メンター（先輩の助言者）紹介サービスを拡充するとともに、子育てする女性が起業する場合、その要した費用の一部を助成する制度を活用した起業支援を推進する。

3 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

○ 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進 3.1億円

すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されることを目指し、児童館等を活用した取組を推進する。

4 子育ての新たな支え合いと連帯

(1) すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 782億円

○ 地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業の充実
(次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）) 440億円

様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」で掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図る。

特に「新しい少子化対策について」を踏まえ、生後4か月までの全戸訪問の実施や病児・病後児保育の拡充を図るとともに、つどいの広場の早急な整備について重点的に取り組む。

(対象となる主な事業)

- ・つどいの広場事業
- ・生後4か月までの全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・病児・病後児保育事業
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・延長保育促進事業
- ・育児支援家庭訪問事業

○ 地域子育て支援センターの整備 64億円

子育てサークルの支援や育児相談を行う地域子育て支援センターの整備を推進する。

※ なお、つどいの広場及び地域子育て支援センターについては、両者を合わせて平成21年度までに6,000か所を整備するという現行のプランの目標を改め、10,000か所を早急に整備することを目指すこととし、平成19年度において現行の目標である6,000か所の整備を目指す。

○ 次世代育成支援対策に資する施設整備の充実

(次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)) 200億円

地域の実情に応じた保育所、児童養護施設等の整備が図られるよう、次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)の充実を図る。

(2) 待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 3,853億円

○ 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大 3,330億円

・民間保育所整備の充実

各市町村における整備計画に基づく民間保育所等の整備の充実を図る。

(次世代育成支援対策施設整備交付金(200億円)の内数)

・民間保育所運営費

待機児童解消を目指し、民間保育所における受入児童数の増を図る。

18年度	19年度
110.7万人	→ 115.2万人(4.5万人増)

○ 多様な保育サービスの提供 523億円

・延長保育の充実

通勤の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する民間保育所の延長保育を推進する。

(次世代育成支援対策交付金(440億円)の内数)

・病児・病後児保育の拡充

病児・病後児の保育のニーズの高まりに対応するため、個々の保育所における取組を推進し、病児・病後児保育の拡充を図る。

(次世代育成支援対策交付金(440億円)の内数)

・一時保育、特定保育等の充実

専業主婦等のための緊急・一時的な保育を行う一時保育、保護者の就労形態の多様化などに伴う柔軟な保育を行う特定保育等を推進する。

(3) 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の創設 190億円

「放課後児童クラブ」と文部科学省が実施するすべての子どもを対象とした「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を創設し、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図る。

○ 放課後児童クラブの必要な全小学校区への設置促進 190億円

放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消や適切な運営の確保等を図るため、ソフト及びハード両面での支援措置を講じる。

14,100か所 → 20,000か所

(4) 小児科・産科医療体制の確保、不妊治療の支援など母子保健医療の充実 302億円

○ 小児科・産科をはじめ急性期の医療をチームで担う拠点病院づくり(新規) 30億円

多くの病院で小児科医・産科医が少数で勤務している結果、勤務環境が厳しくなっている状況などを踏まえ、小児科・産科医療体制の集約化・重点化を行うため、他科病床への医療機能の変更等に係る整備などを行う場合に、支援を行う。

○ 小児救急電話相談事業の充実強化等、小児救急医療体制の更なる整備 36億円

小児救急電話相談事業(#8000)の充実・普及や小児救急医療施設の夜間における診療体制の充実を図るなど小児救急医療体制の更なる整備を図る。

○ 不妊治療に対する支援

「体外受精・顕微授精を対象に年度10万円・通算5年」としている現行助成制度の「年度10万円」を「年度20万円」に拡大するとともに、所得制限の緩和を図る。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)(52億円)の内数)

(5) 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実 799億円

○ 虐待を受けた子ども等への支援の強化 778億円

・発生予防対策の充実

新たに、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業を実施するなど発生予防対策の充実を図る。

(次世代育成支援対策交付金(440億円)の内数)

・早期発見・早期対応体制の充実

新たに、市町村の児童家庭相談体制の強化を支援するため、都道府県による講習会の実施やアドバイザー派遣などを行う事業を実施するなど早期発見・早期対応の体制の充実を図る。

(児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金)(20億円)の内数)

・児童福祉施設や里親における保護・支援体制の充実 751億円

児童養護施設等における施設の小規模ケア(小規模グループケア、地域小規模児童養護施設)や里親委託を推進するなど支援体制の充実を図る。

・児童養護施設等の子どもなどの就学、就労に向けた支援

児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受けた女性が安心して、就職や住居を借りることができるよう、身元保証人を確保するための事業を新たに実施する。

(児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金)(20億円)の内数)

○ 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

21億円

配偶者からの暴力防止に関する相談、被害者の保護、自立支援等の一層の充実を図るため、婦人保護施設の心理療法担当職員の常勤化や、婦人相談所一時保護所における同伴児童に対するケア体制の充実等を図る。

(6) 母子家庭等自立支援対策の推進 1,647億円

○ 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 38億円

・自立のための就業支援等の推進

(母子家庭等対策総合支援事業(統合補助金))

21億円

就労サービスや養育費の確保等の役割を担う母子家庭等就業・自立支援センターの取組を強化するとともに、母子自立支援プログラム策定事業を推進する。

- ・在宅就業の支援（新規） 77百万円
子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母が良質な在宅就業を得るため、スキルアップや発注企業との契約上のトラブルの相談等の支援を実施する。

- ・「養育費相談・支援センター」の創設（新規） 1.5億円
簡易・迅速な養育費の取り決め調整や家事調停制度等の活用のサポート、地方公共団体の養育費相談機関の業務支援等を行う「養育費相談・支援センター」を創設する。

- 自立を促進するための経済的支援 1,609億円
母子家庭等の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や母子寡婦福祉貸付金の貸付による経済的支援を行う。

児童手当国庫負担金	2,367億円
-----------	---------

※ 「新しい少子化対策について」に基づく児童手当に係る経費の取扱いについては、今後の予算編成過程において検討する。